

予想される質疑への回答(特別養護老人ホーム)

No.	質疑	回答
1	地域の介護サービスの拠点とは、どのようなものを想定すればいいのでしょうか。	市で想定している介護サービスの拠点とは、要支援・要介護の認定を持っている高齢者に対し、施設サービスはもちろん、在宅サービスとして訪問、通い、宿泊等を組み合わせることで、安心して在宅で過ごせる機能を付与することを想定しています。また、認定を持っていない高齢者や介護について不安のある家族等からの相談を受け、適切なアドバイスをし、必要に応じて適切な支援につなげていく仕組みを持った拠点を想定しております。
2	相談事業については、必ずしも居宅介護支援事業所で行わなければならないのでしょうか。	居宅介護支援事業所で行うことが望ましいですが、他のサービスの職員や相談の専門職員をおいて行うことも可能とします。
3	従来型の場合、居室が全室4人床でも可能でしょうか。	可能です。また従来型多床室を基本としますが、定員や建築上の都合で従来型個室の整備も可能です。
4	応募の要件について、所管庁の監査があった場合において、これまで重大な指摘を受けていないこととの記載があるが、「重大」の程度とは具体的にどの程度を指すのか。	重大な指摘とは、最低基準等関係法令・通知等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障が比較的著しい事項にかかるもの、数年継続して指摘しても是正又は改善されない状況となっていること等が考えられます
5	応募の要件について、「想定される年間事業費の1.2分の2以上に相当する運転資金を自己資金として有していること。」とあるが想定される年間事業費とは何を指しているのか。	想定される年間事業費とは、「様式4-2 収支シミュレーション(集計)」の1年目・計上活動支出計を指しています。 1年目の想定期間を12ヶ月未満で想定している場合は、金額を12ヶ月相当の金額に換算してから、1.2分の2としてください。
6	世代や立場を超えた交流の機会とあるが、どのようなものを想定すればよいか。	市では、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指し、第4次船橋市地域福祉計画を策定しておりますので、参考にしてください。 具体的には、施設入居者と地域住民との交流だけでなく、地域住民同士の交流の機会や地域住民と施設職員との交流などを想定してください。また、その交流を通じて、地域における施設の在り方や介護施設に及ぼす影響や効果を考えて提案してください。
7	提出書類「直近1年間の法人及び代表者に係る納税証明書または滞納がないことがわかる証明書」について、滞納がないことを示すにあたり、その証明書の種類について、法人・代表者それぞれについて具体的には何を提出すればよいか。	【法人について】 ・国税(法人税・消費税・地方消費税)→納税証明書その3の3 ・千葉県税(法人県民税)→県税に未納がないことの証明書 ・船橋市税(法人市民税・事業所税・固定資産税・軽自動車税)→納税証明書 【代表者について】 ・国税(所得税)→納税証明書その3の2 ・住所地の個人住民税→納税証明書または滞納がないことがわかる証明書 各税目について、直近1年の事業年度分として課税された税金の納税証明書または滞納がないことがわかる証明書をご提出ください。 また、法人について、千葉県税及び船橋市税が課税されていない場合は、その旨を記載したものを提出してください。
8	応募に必要な書類1.1.管理者(予定者)履歴書(資格者証の写し)との記載があるが、管理者について現時点で未定であった場合の取扱いはいかに。	管理者(予定者)の履歴書等を提出してください。

(別紙4)

予想される質疑への回答(特別養護老人ホーム)

No.	質疑	回答
9	管理者について法人の人事異動等の理由により、選定後に変更となることは差し支えないのか。	評価項目に係る変更は原則として認めませんが、止むを得ない理由による場合のみ変更を認めます。その場合には、応募時の管理者（予定者）と同等の資格・経験を有する者の配置を求めます。
10	施設整備事業者の選定について、「必要な許認可が取得できない等の理由により協議が成立しない場合には協議不調とし、次順位の事業者と協議を行うものとします。」とありますが、許認可取得までの期間など協議不調となる判断時期はどれくらいでしょうか。	許認可取得までの期間については一律ではありませんので、協議が成立しないことが判明した時点で協議不調と判断いたします。また、令和6年度末までに開設を見込めなくなった場合も協議不調と判断することがあります。
11	最終的に整備事業者として決定されるのはいつ頃になるのでしょうか。	開発手続き等に係る協議終了後、「船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会」において審査し、決定いたします。
12	地域住民への説明会を開催するにあたり、地域住民の地区範囲については、どのように考えているのか。	地域住民の範囲について基準はありませんが、地域の特性、周辺の環境等を勘案のうえで必要な範囲を設定し、具体性のある内容で提案してください。
13	説明会の実施について、応募提出期限までに、必ず説明会を開催し、要望等をあらかじめ聴取しなければならないのか。	必ず応募提出期限までに開催する必要はありませんが、説明会の実施計画及び実施内容について、具体性のある内容で提案してください。
14	「児童相談所と工事が並行して行われる可能性があります」と記載がありますが、現時点で児童相談所の工期はわかっているのでしょうか。	現時点で想定は、令和5年度末頃から令和7年度末頃までです。ただし、あくまで想定であるためご注意ください。